

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成18年政令第360号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第361号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第139号。以下「改正規則」という。）は、平成18年11月22日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）のうち財務に関する制度の見直しに関する事項（行政財産を貸し付け又は私権を設定することができる場合の拡大に関する事項を除く。）、長又は議会の議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設に関する事項及び議会制度の充実に関する事項並びに改正令のうち財務に関する制度の見直しに関する事項並びに改正規則のうち議会制度の充実に関する事項は平成18年11月24日から、改正令及び改正規則のうちその他の事項は平成19年4月1日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）」（平成18年6月7日付け総行行第78号総務事務次官通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第123条第3項に規定する署名に代わる措置、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による歳入の納付に関して必要となる事項、法第238条の5第3項に規定する普通財産のうち信託することができる有価証券の範囲等を定めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による財務に関する制度の見直しに関する事項、議会制度の充実に関する事項等の施行が円滑に行われるとともに、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

## 記

### 第1 財務に関する制度の見直しに関する事項

- 1 法第231条の2第6項に規定する政令で定める者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。こと。(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第157条の2第1項関係)
  - ア 法第231条の2第6項の規定により納入義務者に代わって歳入を納付する事務(以下「納付事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
  - イ その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- 2 法第231条の2第6項に規定する政令で定める証券その他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号とする。こと。(令第157条の2第2項関係)
- 3 法第238条の5第3項に規定する政令で定める有価証券は、国債、地方債及び法第238条第1項第6号に規定する社債とする。こと。(令第169条の3第2項関係)

### 第2 議会制度の充実に関する事項

- 1 法第123条第3項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項又は電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第2条第1項に規定する電子署名とすること。(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の2の2関係)
- 2 なお、改正法により、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員、議会運営委員又は特別委員(以下「委員」という。)を選任することができるものとされたこと等を踏まえ、開会中においても、条例で定めるところにより、委員の選任を議長の指名により行い、また、その辞任・所属の変更を議長の許可によって行うことも差し支えないこととする。こと。

これに伴い、昭和28年3月13日自行行発第47号青森県東京事務所長あて行政課長回答は変更するものであること。

### 第3 指定都市の区に関する制度の見直しに関する事項

- 1 指定都市の区(以下「区」という。)の区助役を廃止するものとする。こと。(令第174条の43関係)
- 2 区の区収入役に代えて、区に区会計管理者を置くものとする。こと。(令第174条の45関係)

#### 第4 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を規定するものとする。
- 2 関係政令及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）について所要の改正を行うこと。